

条例対象案件一覧

平成29年度以前からの継続案件

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R7.1.31時点)	判定結果 (当初)	経過
29-2	長浦町	一戸建	○	○	堆積物が増加傾向にある。
29-4	船越町	一戸建	○	○	持ち去り行為等による堆積と排出支援、代執行による排出を繰り返している
29-5	浜見台	一戸建	○	○	変化なし
29-7	西逸見町	一戸建	○	○	近隣住民から動物愛護センターへ堆積者が飼っている猫について通報あり。 動物愛護センターは地域のボランティアを通じて、堆積者とコンタクトが取れ、現在は猫の去勢手術等の支援を行っている。 ボランティアからの情報によると堆積者は「ごみについても困っている」と言っていたとのことなので、「ごみの排出について、市で協力できる」旨をボランティアから堆積者へ伝えてもらうこととしたが、その後の進展はなし。

平成30年度通報案件

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R7.1.31時点)	判定結果 (当初)	経過
3	武	一戸建	○	○	堆積者とは面会できている。自分で少しずつ片付けているとのことだが、堆積物に変化は見受けられない。市の有料臨時制度を利用することには前向きな発言があったが、その後は進展なし。 令和5年6月訪問時に堆積者次女と面会し、その場で屋外の缶・びん・ペットボトル類を10袋程度回収した(堆積者次女自らが袋詰め)。今後も堆積者次女とその他の堆積物の排出について話し合いを行っていく予定。
8	安浦町	一戸建	○	○	屋外には目立った堆積物はないが、屋内に多量の堆積物あり。悪臭・害虫が発生しており、近隣住民から苦情が出ていた。堆積者は「自分で片付ける」とのこと。 別居の親族とは話ができていたが、堆積物の排出については堆積者本人が反対している。堆積者親族の申し出を受けて、平成31年2月に有料臨時収集を実施したが、堆積者の反対により中断したため、一部のみしか排出できず。その後は進展なし。
16	森崎	一戸建	○	○	令和3年7月訪問時に堆積者息子と面会。母親(堆積者妻)が亡くなり遺品整理をしている。そのため、不要な物を自宅内から庭に出している。ごみ集積所に大量に排出すると、近隣住民の迷惑になるため、少量ずつ集積所にごみを出している。今後は近隣住民の目もあるため市職員の訪問は控えてほしいとの申し出あり。令和4年3月に堆積者息子あて電話。堆積物の処分で困っていることはないかを確認したが、特になしとのこと。今後、困ったことが出てきたら、福祉総務課へ電話してほしい旨伝えた。 令和6年10月現地確認。堆積物は減少しているが、いまだ玄関前に堆積物あり。
20	三春町	一戸建	○	○	家屋は2棟。多量の堆積物が敷地内に置かれている。別居の堆積者親族と協議をしているが、堆積者本人が排出に反対しているため、排出作業はできていない。 通学路に面した堆積者宅のブロック塀が傾いており、倒壊の恐れがあることから、まずはブロック塀の撤去等についての対応を優先。令和3年12月に道路維持課が仮設防護柵を設置。 その後、堆積者が入院するなどしたため、現在は地域福祉課と連携して対応中。
22	鴨居	共同住宅	○	○	共用部分に多量の堆積物あり。悪臭・害虫の発生はない様子。生活福祉課、高齢福祉課(現、地域福祉課)で対応歴あり。市職員が現地確認した後、堆積者から通報者への嫌がらせ行為があったため、慎重に対応することとした。その後は通報者からの連絡等もなく、進展していない。

平成31・令和元年度通報案件

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R7.1.31時点)	判定結果 (当初)	経過
40	武	一戸建	○	○	数回訪問するも堆積者は不在。堆積状況には変化なし。令和4年1月付で堆積者あてに手紙を送付したが、堆積者から連絡なし。未だ堆積者と面会でできていない。

令和2年度通報案件

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R7.1.31時点)	判定結果 (当初)	経過
55	追浜東町	一戸建	○	○	近隣住民から通報あり。堆積者は市の支援を拒否しているとのことであったが、通報者の説得により、令和3年11月に堆積者が来庁。堆積物の処分について困っているとの申し出であったが、堆積者は経済的に困窮しており、日常生活の維持が難しい状況であったため、生活保護の受給手続きを優先に進めた。令和3年12月に生活保護を申請し、受給が決定。なお、当初、堆積者が市職員の敷地内への立ち入りを拒否していたため、堆積状況を確認することができなかったが、令和4年4月に立ち入りの了承が得られたため、屋外のみだが堆積状況の調査を行い、不良な生活環境であると判定。 令和4年6月に排出支援を実施。屋外及び屋内の一部の堆積物は排出したが、未だ、屋内には堆積物が残置されている。
58	汐入町	一戸建	○	○	通報者は堆積物件の大家。屋内外に多量の堆積物あり。定期的に訪問するも堆積者不在。大家から聞いた堆積者の連絡先へ電話するも応答なし。その後、手紙を郵送するも返戻されたため、堆積者宅郵便受けに直接手紙を投函したがその後も連絡なし。未だ堆積者と面会できていない。

令和4年度通報案件

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R7.1.31時点)	判定結果 (当初)	経過
81	東逸見町	一戸建	○	○	通報者は堆積者宅近隣の施設。ベランダにごみが堆積しており、悪臭が発生しているとのこと。現地調査をしたところ、通報内容と同様の堆積状況であった。堆積者宅を訪問し話を聞くと「物が溜まってしまい、仕方なくベランダに置いている」とのことであった。排出支援を案内したところ、利用したいとのことであったため、堆積物がある程度まとめた段階で市に連絡してもらい収集することとした。令和4年11月に堆積者から連絡があり、数袋収集したが、外観に大きな変化はなし。令和5年10月頃堆積者が救急搬送され入院。12月に退院したため訪問。堆積物の排出に協力する旨を伝えたが、とりあえず、自分で片付けるとのこと。

令和6年度通報案件(令和7年1月31日時点)

番号	場所	家屋形態	条例対象 (R7.1.31時点)	判定結果 (当初)	経過
104	池上	一戸建	○	×	屋内及び敷地内屋外に堆積物が置かれている。堆積者は身体障害があり車いすで生活している。当初判定時には、敷地内に堆積物があるものの、悪臭・害虫の発生等による近隣への影響がないことから条例対象としていなかったが、その後、近隣住民からの再通報により現地を訪問したところ、敷地内屋外の堆積物が敷地前面の市道に散乱していることが確認できたため、不良な生活環境と判定した。 堆積者と近隣住民との間でトラブルが発生しており、堆積者に精神疾患の疑いがあることから、保健所を交えて慎重に対応をしている。